

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容	敷地分割組合設立認可の取消し	
	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 2 1 4 条第 4 項	
	所 管 部 課 係 名	
	まちづくり未来部建築審査課住宅係	
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）